

事業主の皆様へ

# 内職求人事業所を募集しています!

横手市では、内職者を探したい事業所に対し、相談・あっせんを行っております。

内職求人をお考えの事業所は、内職等相談窓口までご連絡ください。

※内職希望者のあっせんを受けるには、「内職求人事業所」としての登録が必要となります。

※登録及びあっせんに費用はかかりません。

## お仕事内容(例)

- 封入 ●シール貼り ●包装 ●箱詰め ●組立て ●仕分け ●検品
  - 縫製 ●果実用包装資材の加工 ●データ入力
- など

## 【登録からあっせんまでの流れ】

### 1 内職求人の申込みと事業所登録

「内職求人申込書」をご記入の上、横手市商工労働課（内職担当）へファックス、またはお電話にてご連絡ください。

内職求人申込書は市のホームページからもダウンロードできます。（ページID：1005607）

### 2 求人票等確認と登録の完了

市の内職担当者が求人のあった事業主様と日程調整の上、事業所を訪問いたします。

詳細な内容の聞き取りをもって登録完了となります。

### 3 内職希望者のあっせん

内職希望者の中から、求人内容や条件に合う方を事業主様へ紹介いたします。

紹介を受けた内職希望者から、ご担当者様へ問い合わせの連絡がありますので、研修の日程調整等のご対応をよろしくお願いいたします。

### 4 内職希望者の内職研修

内職の内容・工賃・条件等を話し合い、仕事の委託が可能かご判断ください。

### 5 内職希望者の採否結果連絡

内職研修終了後、あっせんした内職希望者について、その採否を当窓口までご連絡ください。

## 【家内労働手帳】

家内手帳は、「家内労働法」によって受託者が仕事を依頼するとき、家内労働者に次の事項を記入し交付するよう決められています。

- ・家内労働者の氏名、性別、生年月日（他に補助者がいる場合は補助者のものも必要）
- ・委託者の氏名、事業所の名称及び所在地
- ・工賃の支払い場所及び通貨以外のもので工賃を支払う場合にはその方法
- ・物品の受け渡し場所
- ・不良品の取扱に関する定め
- ・その他

※家内労働手帳は様式が定められていますが、必要な事項さえ具備していれば、定められた様式以外（伝票形式・ノート形式）のものでも差し支えありません。

【問い合わせ先】秋田県平鹿地域振興局庁舎1階 横手市役所 商工労働課

内職担当 船水（ふなみず）・上法（じょうぼう）

〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号

TEL 0182-32-2115 FAX 0182-32-4021



◀左のQRコードより横手市HP「内職相談」のページがご覧になれます。